

議案第17号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 組合

2 和解の要旨

県が和解の相手方から借用していた作業場が、火災により焼失し、返還することができなくなったため、当該物件に係る損害賠償金800,000円を支払うものとする。

3 事件の概要

(1) 火災発生年月日

平成20年9月22日

(2) 火災発生場所

東伯郡北栄町米里地内

(3) 火災発生原因

農林総合研究所園芸試験場が借用していた作業場において、イチジク乾燥試験を行っていたところ、使用していた乾燥機が老朽化のため出火したものである。